

【今更聞けない、、、フローサイトメトリー用の蛍光標識抗体って 日本の法規制に該当するの？～2023年度版】

フローサイトメトリー実験に関する、今更聞けない質問にお答えする「今更聞けない、、、」ですが、今回は BioLegend 社試薬に適用される日本の法規制についてご紹介させていただきます。

この内容、「たしか去年も同じ記事タイトルを見た気がする」と思ったお客様もいらっしゃるかと思いますが、今回のタイトルにありますように 2023 年度版という部分が重要です。

なぜなら、試薬の成分は変化していくなくても対象の法規は変わることがあるのです。

これらの情報について知っておくことは、自分の実験を守ることにもつながりますので是非ご一読ください。

弊社取り扱いの BioLegend 製品において、日本の法規制に該当している成分で多いのがアジ化ナトリウムです。

前回 2022 年のメルマガでも、濃度が低ければ法規制該当ではなくなることもあるとご紹介しましたが、もちろん該当となる濃度の製品も多くございます。

参考：前回の法規制メルマガ（TDB News 2022 年 3 月号）はこちら

[【今更聞けない、、、フローサイトメトリー用の蛍光標識抗体って 毒物なの？劇物なの？？日本の法規制に該当するの？】](#)

アジ化ナトリウム濃度が日本の法規制に該当となる BioLegend 製品：

- [LEGENDScreen™](#) などの一部の凍結乾燥抗体
- [LEGENDplex™ / ELISA シリーズ](#) に含まれる凍結乾燥リコンビナントタンパク質等

これらの製品はアジ化ナトリウムを 1%以上含有しているため、2023 年 3 月までは毒物劇物取締法/労働安全衛生法/化学物質排出把握管理促進法（PRTR 制度）に該当していました。

しかし化学物質排出把握管理促進法において 2023 年 4 月に対象物質改定が行われ、以降は化学物質排出把握管理促進法非該当となりました。※毒物劇物取締法/労働安全衛生法には引き続き該当しています。

アジ化ナトリウム濃度	2023 年 3 月まで	2023 年 4 月以降
1%以上	毒物劇物取締法 労働安全衛生法 化学物質排出把握管理促進法	毒物劇物取締法 労働安全衛生法
1%未満	該当なし	該当なし

【化学物質排出把握管理促進法】

化学物質排出把握管理促進法（略：化管法）とは、PRTR 制度と SDS 制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。柱となる PRTR 制

度は人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壤）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度となっています。

化学物質排出把握管理促進法対象物質改訂（2021年10月20日公布、2023年4月1日施行）

化管法政令の改正が2021(令和3)年10月15日に閣議決定されました。対象物質が大幅に改訂され、2023年4月1日（施行日）から切り替わっております。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

この2023年4月1日に施行された化管法の改定では対象物質が大幅に改定されておりますので、今一度、添付されているSDSなどをご確認の上、日本の法規制を守って保管/使用するようお願いいたします。

■ BioLegend社製品の日本法規制（毒劇法/カルタヘナ法/労働安全衛生法/PRTR法）の確認もできる

製品検索サイト

<https://www.digital-biology.co.jp/allianced/products/biolegend/>

【ウェブサイト画面】

BioLegend社製品検索

製品検索 / 国内法規該非検索（毒劇法、カルタヘナ法、労働安全衛生法、PRTR法に対応しています）

BioLegend社製品検索の場合にはカタログ番号またはキーワードを入力し検索して下さい。

毒・劇物、カルタヘナ該当製品一覧を表示するには「毒」または「劇」または「カルタヘナ」と入力し検索して下さい。

ココにキーワード入力▶

BioLegend社製品検索キーワード



SDSリクエストはこちら▶

お問い合わせ（SDS送付依頼など）

製品の日本語SDSが必要な際は、上記ウェブサイト・お問い合わせ（下記リンク先）よりご連絡ください。

<https://www.digital-biology.co.jp/allianced/j967nt/>